

福祉サービス第三者評価結果(総括表)

第三者評価機関	社会福祉法人茨城県社会福祉協議会			
評価実施期間	平成27年12月9日 ~ 平成29年2月6日			
担当評価者登録番号	05-1-7	05-1-12	05-1-16	
事業者情報	名称	清心保育園		
	施設種別	保育所		
	代表者氏名	清水 啓子	定員(利用人数)	270(275)
	所在地	茨城県ひたちなか市高野字大坊地1782-5番地		
	TEL	029-202-0300		
総評	<p>(評価の高い点)</p> <p>(1)施設運営について 管理者は保育理念と保育方針の実現に向け、独自の保育手法を確立させており、さら に向上市を目指すべく職員の育成に励んでいる。 また、子ども達に太鼓や食材等で本物に触れる機会を多く作り、豊かな心と体を育むの にふさわしい環境づくりに努めている。 保育場面では、集団での規律や統一した行動に力を入れ、体育プログラムや太鼓の 演奏など、子ども達が元気で行動的に活動している。 管理者も保育の現場に入り、保育内容について意見を述べる等、スーパーバイズを 実施するとともに、保護者等への相談等に答える等、リーダーシップを発揮している。 保育計画や職員の毎月の自己評価を基に個別職員の課題を把握し、評価する体制 がある。 食育や障害児保育、一時保育、子育て支援センター、病後児保育等の地域の実情を 踏まえた先駆的な取り組みを積極的に行うとともに、多角化や分散化の視点から事業 の安定化に努めている。 理事長を中心に法人組織体制の見直しや保育所運営等に新たに必要とする書類等 の整備への取り組みが始まっている。</p> <p>(2)サービス提供について 職員が保育にあたる際、特色のある体育プログラムや食育、衛生、災害、授乳、おむ つ交換等の保育手法について、実施方法を明文化するとともに、保育場面に応じたサ ービスの提供を行っている。 保育園の情報はホームページやパンフレット、入園のしおりとともに、子ども達の活動 風景を写した写真を紙芝居方式で作成し、事業内容の説明を行っている。 保育園では、「知育・徳育・体育・食育」を基盤として自主性と協調性のバランスに優 れた子どもたちの育成に努めているが、多数の子どもを抱える事業所であるにもかかわ らず、保育士の子ども達への目が行き届くとともに、指導への向上心が感じられる。 保育園の基本理念にも「食育」を入れており、国産素材・手作りに努め、子ども達ばか りでなく保護者にもその必要性を伝えるとともに、食事の作りかた、朝食の紹介もか 々な取り組みを行っている。 食材の興味はもちろん、芋ほり、鮭チャンチャン焼き、味噌作り、梅干し作り畑等での 生育にも力を入れている。 職員会議時に給食会議が開催され、食育の必要性を職員と共有している。 感染症の時期には、保育士が前日体調不調で帰宅した園児の体調把握に努めると ともに、看護師が入口において、園児の体調を確認するなど、早期発見に努めている。</p> <p>(改善を要する点)</p> <p>(1)施設運営について 保育理念や保育目標、保育方針を明文化し、パンフレットや職務心得、ホームページ に掲載しているが、表現が混在しているため、文言を統一することが望まれる。 中・長期の方向性について現在検討しているため、計画の策定は行われていないが、 計画の策定とともに、事業計画が行事の実施計画となっているので、中・長期計画に基 づく、事業展開や各部門の予算を示した事業計画を策定することが望まれる。 また、計画の策定にあたり、組織的に策定できるよう、職員の意見を聴く機会を設け るとともに、事業計画を全職員や保護者等に説明することが望まれる。 職員は、年間や月ごとの目標を立て、毎月自己評価を行い、管理者が職員の成長度 合いや職務内容に関する習熟度等について把握し、必要に応じて面接を行っている。</p>			

福祉サービス第三者評価結果(総括表)

総 評	<p>実習生の受入れについて、保育士等人材育成の意味からも事業所として実習生の受入れについての意義を明文化していくことが望まれる。</p> <p>実習養成校からの実習の手引き等に従って実習が実施されているが、事業所として、実習生のオリエンテーション、観察、部分観察、日課に即した保育への参加等の実習の流れを明示した、受入れマニュアルの整備を期待する。</p> <p>(2)サービス提供について</p> <p>クラスを基本に担当間及び主任、副主任とで問題解決を図っているが、職員間の共通認識を図るため、保育園全体で協議する場の設営が望まれる。</p> <p>子ども一人ひとりの成長に合わせた個別計画に基づくサービスの提供が保育の方針と連動がよりわかりやすく表現され、PDCAのサイクルに落とし込めるよう期待する。</p> <p>保護者等から意見や苦情を受けた場合は記録し、直ぐに対応しているが、外部の第三者委員等の周知や苦情内容に対する対応等について園便り等で報告するには至っていないので、受付窓口の提示や意見箱を設置することが望まれる。</p> <p>また、管理者ばかりでなく職員が迅速に対応できるよう、対応マニュアルを整備することが望まれる。</p> <p>子どもの権利についての理解が十分に周知されるには至っていないため、子どもの権利についての理解促進に勤められることを期待する。</p>
事 業 者 の コ メ ン ト	<p>福祉サービス第三者評価の根底は保育サービスの質の向上を図り、ご家庭にとって安心して子供を預けることが出来る環境を整備することです。現在、受審については東京都以外では義務化ではありませんが、それ以外の地域でも日本再興戦略において平成31年度末までに受審することを目指すかとされています。そういった状況の中、福祉サービス第三者評価を受審し、積極的に組織体制の在り方や運営の方法等を改めて見直す機会とし、何よりも子供たちにとって更により良い保育を提供出来るきっかけといたく受審させて頂きました。</p> <p>初めて福祉サービス第三者評価を受審させて頂きましたが、第三者からの視点で評価して頂くことにより、自分たちでは気付きにくい点が明確になったと考えます。結果のみではなく、受審する時点から自己評価や実際のヒアリング調査、施設点検などの一連のプロセスを通して、非常に勉強になりました。当園では当たり前と行って行っていたサービスが実は素晴らしいと再認識することも多く、良いサービスは更に伸ばし、改善が必要な点は早期に対応する機会になるなど第三者評価を受審する価値は非常に高いと考えます。受審することにより必ずや新たなヒントが得られ、更なる改善へつなげると確信します。</p> <p>最重要点は評価結果に基づき、保育サービスの根底をしっかりと見つめながら、より良い組織変革と更なる運営等の改善へ努力していくことです。評価結果に基づき職員間で課題を共有し、すでに更なる改善へ向けて取り組み始めています。今後、益々、経営戦略の強化が必要となる時代に向け、しっかりとした中長期ビジョンを確立しながら、何よりも子供たちとご家庭にとってより良い保育サービスの提供と安心・安全な保育環境を整えて参ります。更には社会福祉法人として事業を通じてより良い地域社会の発展に貢献したいと考えています。</p> <p>結びになりますが、今回、素晴らしい機会を頂いたことと、評価にあたって様々なご尽力を頂きましたことに心から感謝申し上げます。</p>